

自動車特定整備事業承継（認証譲渡）時の必要書類チェックリスト

事業承継は、会社の将来を左右する大切なプロセスであり、特に自動車特定整備事業では、各種譲渡手続きに係る書類の準備などの行政手続きや資格を有する工員の確保が重要です。
ここでは、事業承継を円滑に進めるために必要な書類を明確にしています。

項目	確認先	状態	備考
1 事業者の確認に係る書類（新旧事業者それぞれの書類が必要です）			
<input type="checkbox"/> 住民票又は印鑑証明書	市役所	原本	個人事業者の場合
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 商業・法人	法務局	原本	法人事業者の場合
2 承継する整備工場に係る書類			
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 土地	法務局	原本	数筆ある場合は承認を受けた作業場にかかるもの
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 建物	法務局	原本	
<input type="checkbox"/> 固定資産税 課税明細書	市役所	コピー	建物が未登記の場合 納税義務者=所有者と見なすため
<input type="checkbox"/> 土地・建物賃貸借契約書(転貸契約書)	契約者	コピー	親子間での事業承継でも必要
3 新事業者が雇用する工員に係る書類			
<input type="checkbox"/> 自動車整備士資格証書	資格者	コピー	2級ガソリン又はジーゼル整備士資格以上（分解整備を行う場合は必須）
<input type="checkbox"/> 電子装置主任者講習修了証	資格者	コピー	電子制御装置整備を行う場合は必須
<input type="checkbox"/> 雇用確認書類（公的書類）	従業員	コピー	厚生年金保険、労災・雇用保険等
4 認証の譲渡に係る書類			
<input type="checkbox"/> 認証書	旧事業者	原本	紛失の場合は要問合せ
<input type="checkbox"/> 認証譲渡証	事業者	原本	譲受人、譲渡人それぞれの署名、押印が必要

※その他書類の内容にてご不明な場合は、地方運輸支局または最寄りの自動車整備振興会にお尋ねください。

◆事業承継が出来なかった場合◆

自動車特定整備事業の「認証」に「休止」という制度はありません。認証工場の要件を満たすことができないと判断された場合は「廃止」となります。

その場合の手続きには、以下の書類を、地方運輸支局へ提出する必要があります。

- ・自動車特定整備事業の認証書（原本）
- ・自動車特定整備事業の廃止届

監修：一般社団法人大分県自動車整備振興会

〒870-0907 大分市大津町3丁目4番13号 交通会館1階
TEL: 097-551-3310（直通）【受付時間：平日 8:30 ~ 17:00】 FAX: 097-556-4890
ホームページ：<https://jaspa-oita.or.jp>

 大分県
事業承継・引継ぎ支援センター

円滑な事業承継のためには、早めの対策が重要です。
国は、公的相談窓口として、全国48カ所に「事業承継・引継ぎ支援センター」を設置し、
中小企業の事業承継に関するあらゆるご相談に対応しています。
大分県内の中小企業、個人事業者の皆さまは、「大分県事業承継・引継ぎ支援センター」をご利用ください。
専任のスタッフが、秘密厳守でご相談を承っております。

〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号 大分県中小企業会館5階
TEL 097-585-5010 [受付時間：平日 9:00 ~ 17:00]

電子メール contact@oita-hikitsugi.go.jp
ホームページ：<https://www.oita-hikitsugi.go.jp>

本パンフレットに掲載している情報は、2025年5月20日時点で当センターが一般に知りうる情報に基づき作成しております。正確性については万全を期しておりますが、万が一、誤りに基づく損害および内容に基づいて被った損害について当センターは一切責任を負いませんのでご了承ください。

当センターは、大分県商工会連合会が経済産業省九州経済産業局から委託を受けた公的支援機関です。

大分県事業承継・引継ぎ支援センター

vol.8

事業承継 対策シート

自動車整備工場 (認証工場)編



安心して事業を引き継ぐために —おさえておきたい基礎知識—

事業承継は、企業の未来を築く重要なステップであり、円滑な経営の引き継ぎを実現するためには、適切な手続きを踏むことが不可欠です。

自動車特定整備工場として、分解をともなう自動車の整備・点検・修理を行うためには、「道路運送車両法」に基づき、地方運輸局長の「認証」を受けなければなりません。（認証工場という）

この「認証工場」の引継ぎにも、準備や手続きが必要となります。経営権を承継するだけでは完了しないため、思わぬトラブルや行政指導、行政処分といった深刻なリスクが生じることがあります。

「認証」の承継に関する要件についても正確に把握し、各種手続きを迅速に進めることが重要です。

このパンフレットでは、自動車特定整備事業の「認証工場」に特化した事業承継の手続きや注意すべきポイントを解説しています。

特に、「認証」を受けるための工場の要件や機械工具、整備士資格者の重要性について詳しく触れ、事業承継を円滑に進めるための指針を示しています。

また、最後に必要書類を確認するためのチェックリストもご用意していますので、実際の手続きにお役立てください。



自動車特定整備事業の「認証」

自動車特定整備事業を営もうとする者は、道路運送車両第78条第1項により認証を受けなければなりません（軽微な作業は除く）。

軽微な作業とは、自動車の分解を伴わない箇所に対する作業で、タイヤの脱着、ワイパープレードの交換、オイル交換、カーナビゲーションの取り付け等を言います。



認証取得が必要な整備作業とは

以下の9種類の対象装置の分解を伴う整備・点検・修理を言います。

9種 原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置、連結装置、運行補助装置、自動運行装置



「認証」を受けないと…

- ・軽微な作業しか実施できません。
- ・自動車ディーラーからの業務委託を受けられません。
- ・金融機関の与信や対外的な信用度への影響が懸念されます。
- ・民間の車検工場（指定自動車整備事業者）になることができません。

1. 認証の基準



自動車特定整備事業の認証を受けるための基準（1）整備主任者の選任、（2）工員の構成、（3）整備作業場の面積、（4）設備機器に適合する必要があります。

自動車特定整備「認証」の種類

- ・分 解 整 備：原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置、連結装置（車検を伴う自動車の整備、定期点検を営む工場向け）
- ・電子制御装置整備：運行補助装置、自動運行装置（車体鉄骨や電装、ガラス交換の作業のみに特化した工場向け）

（1）整備主任者の選任について

以下の資格を有している者が1名以上在籍すること。

- ・分 解 整 備 の 場 合：1級または2級の自動車整備士資格（国家資格）を有している者。
- ・電子制御装置整備のみの場合：1級の自動車整備士資格（国家資格）または、一定の基準を満たす講習を修了した者。
- ・すべての認証を取得する場合：1級または2級の自動車整備士資格（国家資格）を有し、一定の基準を満たす講習を修了した者。

整備主任者は？

自動車特定整備に係る記録簿の記載や管理を行い、国が定める保安基準を満たしているかの管理を主な業務としています。

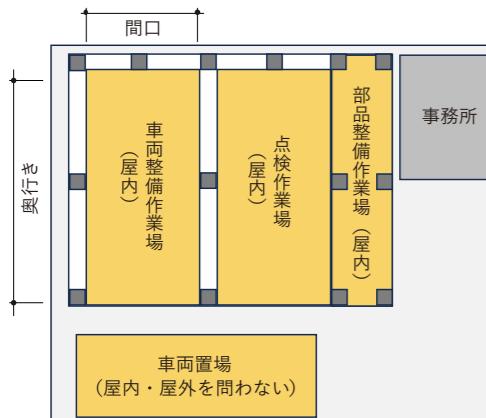
（2）工員の構成

自動車整備に従事する工員が（1）の整備主任者を含め、2名以上在籍すること。

ただし以下の要件を守る必要がある。

- ・事務作業のみに従事する者は、工員としてみなされない。
- ・工員が5名以上在籍している工場においては、全体数の1/4以上が整備士資格を有する必要がある。
(例) 5名の場合、全体数の1/4は1.25人となるため、小数点以下を繰り上げし、2名以上の資格者が必須となる。

（3）整備作業場の面積



整備を行う自動車の対象に応じた作業場の面積の基準は以下の通り

対象となる自動車	車両整備作業場		点検作業場		部品整備作業場		車両置場	
	間口	奥行き	間口	奥行き	間口	奥行き	間口	奥行き
普通自動車	大型	5.0m以上	13.0m以上	5.0m以上	13.0m以上	12.0m以上	3.5m以上	11.0m以上
	中型	5.0m以上	10.0m以上	5.0m以上	10.0m以上	12.0m以上	3.5m以上	8.0m以上
	大型特殊	5.0m以上	10.0m以上	5.0m以上	10.0m以上	12.0m以上	3.5m以上	8.0m以上
	小型	4.5m以上	8.0m以上	4.5m以上	8.0m以上	10.0m以上	3.0m以上	6.0m以上
	乗用	4.0m以上	8.0m以上	4.0m以上	8.0m以上	8.0m以上	3.0m以上	5.5m以上
	小型自動車	4.0m以上	8.0m以上	4.0m以上	8.0m以上	8.0m以上	3.0m以上	5.5m以上
軽自動車	四輪	4.0m以上	8.0m以上	4.0m以上	8.0m以上	8.0m以上	3.0m以上	5.5m以上
	三輪	4.0m以上	8.0m以上	4.0m以上	8.0m以上	8.0m以上	3.0m以上	5.5m以上
	二輪	3.0m以上	3.5m以上	3.0m以上	3.5m以上	4.0m以上	2.0m以上	2.5m以上
軽自動車	3.5m以上	5.0m以上	3.5m以上	5.0m以上	6.5m以上	2.5m以上	3.5m以上	3.5m以上

※電子制御装置整備のみの認証を取得する場合は、要件が異なりますので運輸支局
または最寄りの自動車整備振興会にお尋ねください。

※屋内の作業場は、コンクリート舗装等で平滑であることが必要です。

（4）設備機器

認証を取得する種類に応じて設備機器を有する必要があります。

作業機械	作業計器	点検仕器および点検装置	工具
プレス エアコンプレッサ チェーンブロック ジャッキ バイス 充電器 ◆水準器	ノギス トルク・レンチ	サーチットテスタ 比重計 コンプレッショングージ ハンディバキュームポンプ エンジンタコテスタ タイミングライト シックネスグージ トーライングージ	キャンパキャスタゲージ ターニングラジアスゲージ タイヤゲージ 検車装置 一酸化炭素測定器 炭化水素測定器 ◆整備用スキャンツール
			ホイールブーラ ペアリングレースブーラ グリースガン 部品洗浄槽

※◆印の「水準器」「整備用スキャンツール」は、電子制御装置整備の認証を取得する場合に必要となります。また、取得する認証の種類に応じて必要となる設備の有無が異なる場合がありますので、地方運輸支局または最寄りの自動車整備振興会にお尋ねください。

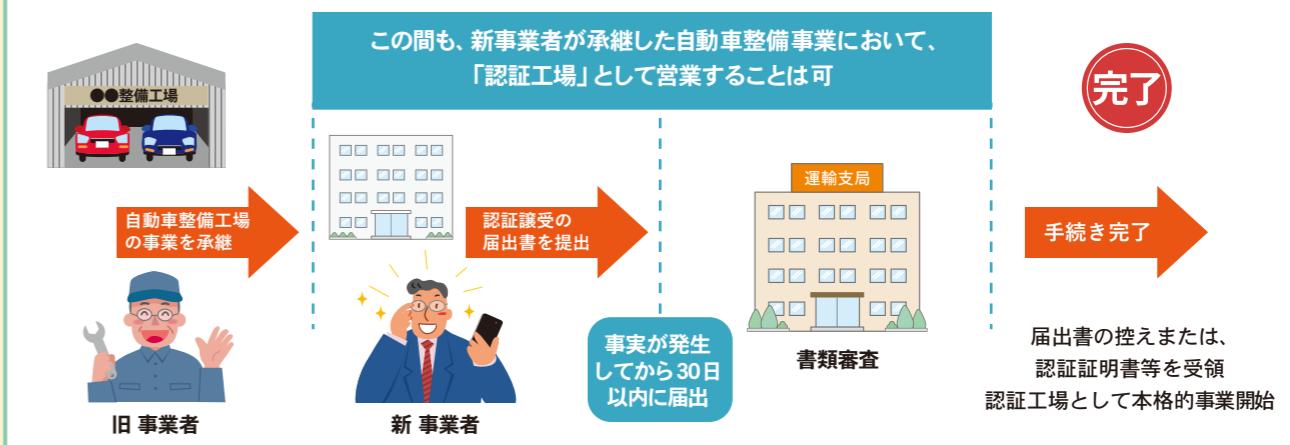
2. 事業承継（認証譲渡）のパターン

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ① 個人事業主 ⇒ 相続人 | （相続承継 ※死亡後30日以内に届出） |
| ② 個人事業主 ⇒ 個人事業主 | （親から子、第三者個人） |
| ③ 個人事業主 ⇒ 法人 | （事業譲渡、法人成り等） |
| ④ 法人 ⇒ 第三者法人 | （事業譲渡、合併、分割など） |
| ⑤ 法人 ⇒ 個人事業主 | （事業譲渡、個人成り等） |

上記の事業承継の場合、認証譲渡の手続きが必要となります。

いずれも、【1. 認証の基準】を満たしていることが前提条件となります。

全て事後の手続き（事業承継完了後）となります。



コラム～認証譲渡に関する書類の注意点～

自動車特定整備事業の認証を譲渡する場合、「認証譲渡証」を作成し、新旧の事業者の署名、押印が必要です。ただし、定められた書式がないため、新旧事業者間で自由に作成することも可能です。

そのため、「紙切れ1枚で譲渡が完了してしまう」という危険性も含んでいます。

「認証譲渡証」を交わす際は、事前に地方運輸支局、または最寄りの自動車整備振興会にお尋ねいただくことをお勧めいたします。



大分県自動車整備振興会からのアドバイス

個人、法人を問わず、「事業承継をしたい」「工場を譲受けて事業を始めたい」などの相談を受けます。

自動車整備事業の認証の承継自体は、さほど難しいことではありません。ですが、認証工場として事業を行っていくにあたって、多くの事業者が苦慮しているところは、自動車整備士資格を有した工員を確保できるかどうかです。整備主任者という役割を据えることができなければ、特定整備ができません。そうなれば、お客様からの整備依頼を受けられず、最悪の場合、認証を廃止せざるを得なくなりますので、ご注意ください。

